

# 違反対象物公表制度

# 消防法令違反の 建物を公表します。

平成30年  
4月1日から  
運用開始！

## 違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

### 公表の対象となる建物は

飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物、社会福祉施設や児童福祉施設などで避難することが困難な方が利用する建物です。（公表対象となる建物は裏面に記載）

### 重大な消防法令違反とは

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない違反です。

### 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に重大な消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

### 公表する内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③消防法令違反の内容
- ④消防法令違反の根拠
- ⑤公表した日



### 公表の方法は

大崎消防本部のホームページへ掲載します。（違反が是正されるまで掲載されます。）

## 建物関係者の方へ

あなたの所有する建物を、増改築や模様替えなどを行う場合は、消防用設備が必要となる場合がありますので、事前に最寄の消防署にご相談ください。

《大崎消防本部予防課》 ☎24-4268

◆大崎管内の各消防署所 ☎〜〜

- 古川消防署 22-2351
- ・志田分署 56-2546
- ・田尻分署 39-0630
- ・三本木出張所 52-2510

- 鳴子消防署 82-2349
- ・岩出山分署 72-1560
- 加美消防署 63-2003
- ・西部分署 67-2369
- 遠田消防署 43-2351

